

## 児童虐待の防止にご協力を！！

11月は、厚生労働省、内閣府が主唱する「児童虐待防止推進月間」です。今年に入り、子供の生命が奪われる児童虐待事件が相次いで報道されており、本県においても、取扱件数が高水準で推移しています。

児童虐待とは、**身体的虐待、性的虐待、保護の怠慢・拒否(ネグレクト)、心理的虐待**の4種類が挙げられます。



下記の「虐待のサイン」に気づいた場合はためらわず、警察（警察署、110番）までお知らせ下さい。

### 虐待のサイン ～こんな事はありませんか？～

- 【子供の様子】 ◆ 不自然な傷やあざ、やけどの跡がある
- ◆ 衣服や髪、皮膚等が不潔である
- ◆ 極端に痩せている、近所の人に食べ物を要求する
- ◆ 不自然な時間に外出していて家に帰りたがらない
- ◆ 表情が乏しく笑顔が少ない
- 【家庭の様子】 ◆ 子供を家（車）に残し、度々外出する
- ◆ 夫婦喧嘩や子どもを怒鳴りつける声が度々聞こえる

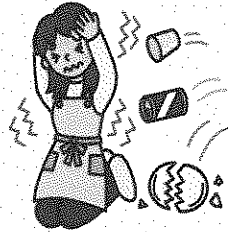


### こんな時は一人で悩まず、まず相談を

配偶者・パートナーの身体に対する暴力や心身を傷つける言動、それがDVです。

震災後、◇被災で家や仕事を失ったことによる生活苦や家族・子育て上の問題、◇将来の生活への不安からのイライラ・ケンカ・過度の飲酒等を背景としたDVが発生しています。

DV防止法はこれらの暴力から女性を守る法律です。

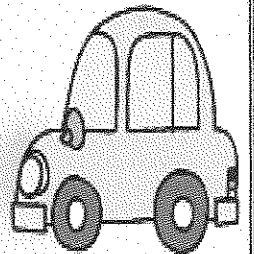


#### 相談窓口

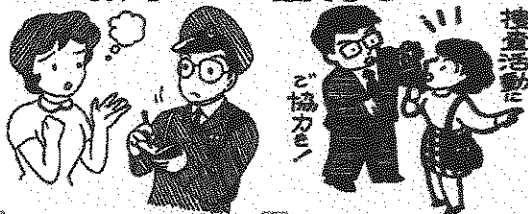
- ・ 夫の言動が気になる、夫から自立したい
- 配偶者暴力相談支援センター(022-256-0965)へ  
カウンセリング、緊急時の安全確保、各種情報提供
- ・ 今すぐ助けてほしい
- 110番、または各警察署生活安全課へ  
暴力の制止、被害者の保護、配偶者等への指導・警告検挙、住所を知られないための措置等、防犯指導

### 夕暮れ時の交通事故防止運動

- 運動の期間は・
- 10月15日(火)から12月14日(土)までの間
- 運動の重点は・
- 夕暮れ時における交通安全意識の醸成
  - 早め点灯(午後4時ライトオン)の推進
  - LED自発光ライトなど反射材用品等の活用促進
  - 高齢者の交通事故防止



### 指名手配被疑者の検挙にご協力を！！



#### 重要指名手配 300名

 <b>小島洋史</b> <small>宮城県警察本部</small> <small>TEL 027-372-0110</small> <small>0120-547-390</small>	 <b>小原勝幸</b> <small>宮城県警察本部</small> <small>TEL 0193-44-0110</small> <small>0120-743-852</small>	 <b>上地恵栄</b> <small>宮城県警察本部</small> <small>TEL 0422-49-0110</small>	 <b>林 紹蔵</b> <small>宮城県警察本部</small> <small>TEL 052-422-0110</small>
---	---	--	--

### こころの扉をひらいて

～ひとりでお悩みではありませんか～

11/25～12/1は、犯罪被害者週間です。犯罪被害に遭われた方やそのご家族の方等が再び平穏な生活を送れるよう、各種被害者支援活動への、地域の皆様の御理解と御協力をお願いします。

宮城県警察では、犯罪被害に遭われた方が安心してご相談できるように、性犯罪被害相談などの各種相談電話を設置しております。被害者ご本人だけでなく、ご家族やご友人からのご相談も受け付けておりますので、どうぞお気軽にご相談ください。

- 宮城県警察本部犯罪被害者支援室  
(022) 221-7171
- (公社) みやぎ被害者支援センター  
(022) 301-7830

